

令和4年3月18日

滋賀県議会議長 富田博明様

提出者 中村才次郎  
細江正人  
奥村芳正  
木沢成人

議案の提出について

令和3年度滋賀県議会定例会令和4年2月定例会議に下記の議案を提出します。

記

会第1号 滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例案

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成26年滋賀県条例第11号）の全部を改正する。

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、滋賀県議会議員の定数は、44人とする。

（選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項および第8項の規定により、滋賀県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
大津市選挙区	大津市	10人
彦根市犬上郡選挙区	彦根市および犬上郡	4人
長浜市選挙区	長浜市	3人
近江八幡市竜王町選挙区	近江八幡市および蒲生郡竜王町	3人
草津市選挙区	草津市	4人
守山市選挙区	守山市	3人
栗東市選挙区	栗東市	2人
甲賀市選挙区	甲賀市	3人
野洲市選挙区	野洲市	2人
湖南市選挙区	湖南市	2人
高島市選挙区	高島市	2人
東近江市日野町愛荘町選挙区	東近江市、蒲生郡日野町および愛知郡	5人
米原市選挙区	米原市	1人

付 則

この条例は、令和5年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。